

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM377055

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
MarvelousAQL, Inc		07/04/2014	Corporation: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Marvelous Inc.		
Street Address:	5F SHINAGAWA SEASIDE EAST TOWER, 4-12-8		
City:	Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	Corporation: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 3			
Property Type	Number	Word Mark	
Serial Number:	86072662	XSEED GAMES	
Serial Number:	86072661	MARVELOUS USA	
Serial Number:	86072665	MARVELOUS ONLINE	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	2483513082		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	2487271471		
Email:	byates@jaffelaw.com		
Correspondent Name:	Brenda R. Yates		
Address Line 1:	535 W William St., Ste 400S		
Address Line 4:	Ann Arbor, MICHIGAN 48103		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	MARVEL-TRADE		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:	Jeremy D. Bisdorf		
Address Line 1:	535 W. William St., Suite 400S		
Address Line 4:	Ann Arbor, MICHIGAN 48103		
NAME OF SUBMITTER:	Brenda R. Yates		
SIGNATURE:	/bry/		
DATE SIGNED:	03/17/2016		

CH \$90.00 86072662

Total Attachments: 20

source=MarvelousAQL#page1.tif
source=MarvelousAQL#page2.tif
source=MarvelousAQL#page3.tif
source=MarvelousAQL#page4.tif
source=MarvelousAQL#page5.tif
source=MarvelousAQL#page6.tif
source=MarvelousAQL#page7.tif
source=MarvelousAQL#page8.tif
source=MarvelousAQL#page9.tif
source=MarvelousAQL#page10.tif
source=MarvelousAQL#page11.tif
source=MarvelousAQL#page12.tif
source=MarvelousAQL#page13.tif
source=MarvelousAQL#page14.tif
source=MarvelousAQL#page15.tif
source=MarvelousAQL#page16.tif
source=MarvelousAQL#page17.tif
source=MarvelousAQL#page18.tif
source=MarvelousAQL#page19.tif
source=MarvelousAQL#page20.tif

[Translation]

HISTORICAL CERTIFICATE OF ALL REGISTERED MATTERS

12-8, Higashi-Shinagawa 4-chome, Shinagawa-ku, Tokyo
Marvelous Entertainment

Company Code	0107-01-022537	
Company Name	<u>MarvelousAQL Inc.</u>	Changed on October 1, 2011
		Registered on October 7, 2011
	Marvelous Inc.	Changed on July 1, 2014
		Registered on July 4, 2014
Head Office	12-8, Higashi-Shinagawa 4-chome, Shinagawa-ku, Tokyo	
Public notice procedure	<u>Publication in the electronic advertisement.</u> <u>http://www.maql.co.jp/</u> <u>However, that if electronic publication is not possible, such notices shall be published in the <i>Nihon Keizai Shinbun</i>.</u>	Changed on October 1, 2011
		Registered on October 25, 2011
	Publication in the electronic advertisement. <u>http://www.marv.co.jp/</u> However, that if electronic publication is not possible, such notices shall be published in the <i>Nihon Keizai Shinbun</i> .	Changed on July 1, 2014
		Registered on July 4, 2014
Date of establishment	June 25, 1997	
Purposes	<i>[omitted]</i>	

12-8, Higashi-Shinagawa 4-chome, Shinagawa-ku, Tokyo
Marvelous Entertainment

Matters relating to company with corporate auditors	Company with corporate auditors
Matters relating to company with board of corporate auditors	Company with board of corporate auditors
Matters relating to Company with accounting auditor	Company with accounting auditor
Matters regarding registration record	Relocated the head office from 20-3, Ebisu 4-chome, Shibuya-ku, Tokyo as of July 13, 2009. Registered on August 7, 2009

This document certifies all matters recorded and not closed in the commercial register.
(Jurisdiction of Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinagawa Branch)

Dated: January 21, 2016
Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinagawa Branch
Registrar:

Akito Tsuchiya [Seal]

File No. Na 886897

* Underlined parts indicate deletions.

18/18

End. Cl.

履歴事項全部証明書

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

会社法人番号	0107-01-022537	
商号	株式会社マーベラスAQL	平成23年10月 1日変更
		平成23年10月 7日登記
	株式会社マーベラス	平成26年 7月 1日変更
		平成26年 7月 4日登記
本店	東京都品川区東品川四丁目12番8号	
公告をする方法	当社の公告は、電子公告により行う。 http://www.maql.co.jp/ 但し、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成23年10月 1日変更 平成23年10月25日登記
	当社の公告方法は、電子公告により行う。 http://www.marv.jp 但し、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成26年 7月 1日変更 平成26年 7月 4日登記
会社成立の年月日	平成9年6月25日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給及び輸出入 3. 楽団及び劇団等の団体の経営並びに実演家及び芸能人等の養成及びマネジメント 4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの企画、制作、運営及び興行 5. 業務用娯楽機器の企画、開発、製作、販売及び輸出入 6. 業務用娯楽機器の設置及び遊技場の経営 7. 著作権等の知的所有権の創出、取得、利用及び許諾 8. 出版物の企画、製作及び販売 9. 情報処理サービス事業 10. 広告代理事業 11. 通信販売業及びその仲介 12. インターネットの代金決済システムの代行 13. 電気通信事業、放送事業、一般労働者派遣事業、古物営業法に基づく販売業、不動産賃貸業 14. 前各号に関するコンサルティング業 15. 前各号に付帯関連する一切の業務 	

		平成23年10月 1日変更	平成23年10月 7日登記
		<ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作、販売、配信及び輸出入 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の企画、開発、制作、販売、配給、配信及び輸出入 3. 楽団及び劇団等の団体の経営並びに実演家及び芸能人等の養成及びマネジメント 4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの企画、制作、運営及び興行 5. 業務用娯楽機器の企画、開発、製作、販売及び輸出入 6. 業務用娯楽機器の設置及び遊技場の経営 7. 著作権等の知的所有権の創出、取得、利用及び許諾 8. 出版物の企画、製作及び販売 9. 情報処理サービス事業 10. 広告代理事業 11. 通信販売業及びその仲介 12. インターネットの代金決済システムの代行 13. 電気通信事業、放送事業、一般労働者派遣事業、古物営業法に基づく販売業、不動産賃貸業 14. 前各号に関するコンサルティング業 15. 前各号に付帯関連する一切の業務 	
		平成25年 6月21日変更	平成25年 7月 12日登記
単元株式数	100株	平成25年10月 1日設定	
		平成25年10月10日登記	
発行可能株式総数	90万株	平成23年10月 1日変更	
		平成23年10月 7日登記	
	9000万株	平成25年10月 1日変更	
		平成25年10月10日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 53万5931株	平成23年10月 1日変更	
		平成23年10月 7日登記	
	発行済株式の総数 5359万3100株	平成25年10月 1日変更	
		平成25年10月10日登記	
資本金の額	金11億2847万2136円		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店		

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

役員に関する事項	取締役	<u>中山晴喜</u>	平成24年 6月22日重任 平成24年 7月10日登記
	取締役	<u>中山晴喜</u>	平成25年 6月21日重任 平成25年 7月12日登記
	取締役	<u>中山晴喜</u>	平成26年 6月23日重任 平成26年 7月 4日登記
	取締役	<u>中山晴喜</u>	平成27年 6月23日重任 平成27年 7月 6日登記
	取締役	<u>松本慶明</u>	平成24年 6月22日重任 平成24年 7月10日登記
	取締役	<u>松本慶明</u>	平成25年 6月21日重任 平成25年 7月12日登記
	取締役	<u>松本慶明</u>	平成26年 6月23日重任 平成26年 7月 4日登記
	取締役	<u>松本慶明</u>	平成27年 6月23日重任 平成27年 7月 6日登記
	取締役	<u>青木利則</u>	平成24年 6月22日重任 平成24年 7月10日登記
	取締役	<u>青木利則</u>	平成25年 6月21日重任 平成25年 7月12日登記
	取締役	<u>青木利則</u>	平成26年 6月23日重任 平成26年 7月 4日登記
	取締役	<u>青木利則</u>	平成27年 6月23日重任 平成27年 7月 6日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

取締役	山角 信行	平成24年 6月22日重任
		平成24年 7月10日登記
取締役	山角 信行	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月12日登記
取締役	許田 周一	平成26年 6月23日退任
		平成26年 7月 4日登記
取締役	許田 周一	平成24年 6月22日重任
		平成24年 7月10日登記
取締役	許田 周一	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月12日登記
取締役	許田 周一	平成26年 6月23日重任
		平成26年 7月 4日登記
取締役	許田 周一	平成27年 6月23日重任
		平成27年 7月 6日登記
取締役 (社外取締役)	中村 俊一	平成24年 6月22日重任
		平成24年 7月10日登記
取締役 (社外取締役)	中村 俊一	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月12日登記
取締役 (社外取締役)	中村 俊一	平成26年 6月23日重任
		平成26年 7月 4日登記
取締役	中村 俊一	平成27年 6月23日重任
		平成27年 7月 6日登記
取締役 (社外取締役)	藤原 洋	平成24年 6月22日就任
		平成24年 7月10日登記
		平成25年 6月21日退任
		平成25年 7月12日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

取締役	<u>山口善輝</u>	平成25年 6月21日就任
		平成25年 7月12日登記
取締役	<u>山口善輝</u>	平成26年 6月23日重任
		平成26年 7月 4日登記
取締役	<u>山口善輝</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 7月 6日登記
		平成27年 9月30日辞任
		平成27年10月 1日登記
取締役	<u>久野良木健</u>	平成25年 6月21日就任
(社外取締役)		平成25年 7月12日登記
取締役	<u>久野良木健</u>	平成26年 6月23日重任
(社外取締役)		平成26年 7月 4日登記
取締役	<u>久野良木健</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 7月 6日登記
取締役	<u>加藤征一郎</u>	平成26年 6月23日就任
		平成26年 7月 4日登記
取締役	<u>加藤征一郎</u>	平成27年 6月23日重任
		平成27年 7月 6日登記

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

東京都小金井市東町二丁目26番33号 代表取締役 <u>許田周一</u>	平成24年 6月22日重任 平成24年 7月10日登記
東京都小金井市東町二丁目26番33号 代表取締役 <u>許田周一</u>	平成25年 6月21日重任 平成25年 7月12日登記
東京都練馬区南田中四丁目2番15号 代表取締役 <u>許田周一</u>	平成25年 9月 2日住所 移転 平成25年10月10日登記
東京都練馬区南田中四丁目2番15号 代表取締役 <u>許田周一</u>	平成26年 6月23日重任 平成26年 7月 4日登記
	平成27年 4月 1日辞任
	平成27年 4月14日登記
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 <u>中山晴喜</u>	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 3日登記
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 <u>中山晴喜</u>	平成26年 6月21日重任 平成25年 7月12日登記
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 <u>中山晴喜</u>	平成26年 6月23日重任 平成26年 7月 4日登記
東京都世田谷区成城五丁目21番12号 代表取締役 <u>中山晴喜</u>	平成27年 6月23日重任 平成27年 7月 6日登記
東京都港区元麻布二丁目7番11-403号 代表取締役 <u>中山晴喜</u>	平成27年 7月14日住所 移転 平成27年 7月24日登記
東京都港区元麻布二丁目7番11号 代表取締役 <u>中山晴喜</u>	平成27年 8月12日更正

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

横浜市戸塚区川上町158番地10 代表取締役 <u>青木利則</u>	平成27年 4月 1日就任
	平成27年 4月14日登記
横浜市戸塚区川上町158番地10 代表取締役 <u>青木利則</u>	平成27年 6月23日重任
	平成27年 7月 6日登記
監査役 <u>西村勝彦</u> (社外監査役)	平成21年 6月24日重任
監査役 <u>西村勝彦</u> (社外監査役)	平成25年 6月21日重任
	平成25年 7月12日登記
監査役 <u>辻 勇</u> (社外監査役)	平成23年 6月23日就任
	平成23年 7月16日登記
	平成27年 6月23日退任
監査役 <u>西 巖</u> (社外監査役)	平成27年 7月 6日登記
	平成23年10月 1日就任
	平成23年10月 7日登記
監査役 <u>名子俊男</u>	平成27年 6月23日退任
	平成27年 7月 6日登記
監査役 <u>小野忠彦</u> (社外監査役)	平成26年 6月23日就任
	平成26年 7月 4日登記
監査役 <u>小野忠彦</u> (社外監査役)	平成27年 6月23日就任
	平成27年 7月 6日登記
監査役 <u>宮崎尚</u> (社外監査役)	平成27年 6月23日就任
	平成27年 7月 6日登記

	<p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p>	<p>平成24年 6月22日重任</p> <p>平成24年 7月10日登記</p> <p>平成25年 6月21日重任</p> <p>平成25年 7月12日登記</p> <p>平成26年 6月23日重任</p> <p>平成26年 7月 4日登記</p> <p>平成27年 6月23日重任</p> <p>平成27年 7月 6日登記</p>
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</p> <p>当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	
<p>新株予約権</p>	<p>第2回新株予約権 新株予約権の数</p> <p><u>30個</u></p> <p><u>27個</u></p> <p>平成22年 6月30日変更 平成22年 7月 7日登記</p> <p><u>22個</u></p> <p>平成22年11月12日変更 平成23年 7月 6日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>(1) 会社普通株式480株とする。</p> <p>(2) 会社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (調整後生じる1株の10.0分の1未満の株式は切り捨てる)</p> <p>(3) 会社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、会社が必要と認める調整を行う。</p>	

- (1) 会社普通株式432株とする。
- (2) 会社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (調整後生じる1株の10.0分の1未満の株式は切り捨てる)
- (3) 会社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、会社が必要と認める調整を行う。

平成22年 6月30日変更 平成22年 7月 7日登記

- (1) 会社普通株式352株とする。
- (2) 会社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (調整後生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てる)
- (3) 会社が他社と吸収合併もしくは新設合併又は株式交換を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数について、会社が必要と認める調整を行う。

平成22年11月12日変更 平成23年 7月 6日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

- (1) 1株あたりの権利行使価額は、金3万8027円とする。
(新株予約権1個あたり金60万8432円。)
- (2) 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式(以下「行使価額調整式」という)により1株あたりの権利行使価額を調整するものとする。

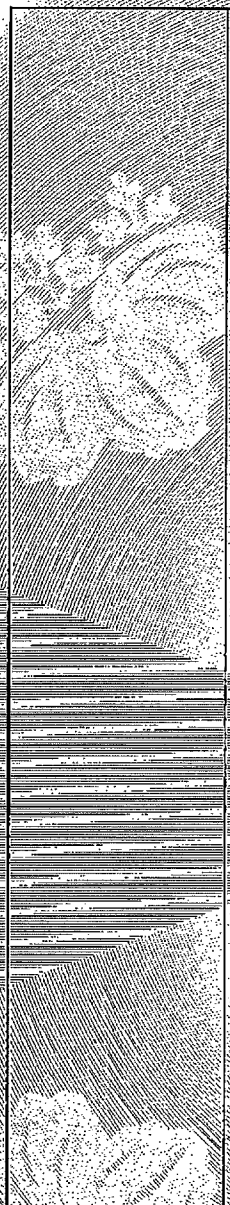
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

- (3) 新株予約権発行後、①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって会社普通株式を新規に発行又は自ら保有する会社株式を移転等処分する場合又はその可能性がある場合、②行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合又はその可能性がある場合は、次の行使価額調整式をもって1株あたりの権利行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (4) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、

	<p>株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成16年7月1日から平成24年5月31日まで (行使期間の最終日が会社の非営業日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。)</p> <p>新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)</p> <p>①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が、取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。</p> <p>②本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし、当社が、取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者が権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することはできない。</p> <p>④新株予約権者が権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することができる。</p> <p>⑤このほかの条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、残存する本件新株予約権全部を無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)」の①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。</p> <p>③新株予約権者が取締役会の承認なしに、新株予約権を譲渡、質入その他の処分をしたときは、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。</p> <p>④新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、死亡した新株予約権者が有する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。</p> <p>⑤新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定に違反したときは、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。</p>
	<p>平成24年6月1日行使期間満了</p> <p style="text-align: right;">平成25年5月9日登記</p>
<p>第3回新株予約権 新株予約権の数</p>	<p>1083個(新株予約権1個につき普通株式4株) 951個(新株予約権1個につき普通株式4株) 平成22年6月30日変更 平成22年7月7日登記</p> <p>950個(新株予約権1個につき普通株式4株) 平成22年8月25日変更 平成23年7月6日登記</p> <p>947個(新株予約権1個につき普通株式4株) 平成22年11月12日変更 平成23年7月6日登記</p> <p>946個(新株予約権1個につき普通株式4株) 平成22年11月30日変更 平成23年7月6日登記</p>

933個(新株予約権1個につき普通株式4株)

平成23年8月19日変更 平成23年8月29日登記

926個(新株予約権1個につき普通株式4株)

平成23年9月30日変更 平成23年10月7日登記

923個(新株予約権1個につき普通株式4株)

平成24年7月31日変更 平成24年9月13日登記

923個(新株予約権1個につき普通株式400株)

平成25年10月21日更正

884個(新株予約権1個につき普通株式400株)

平成26年6月9日変更 平成26年6月20日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(1) 当社普通株式 4332株とする。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(1) 当社普通株式 3804株とする。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成22年6月30日変更 平成22年7月7日登記

(1) 当社普通株式 3800株とする。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成22年8月25日変更 平成23年7月6日登記

(1) 当社普通株式 3788株とする。

(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継

される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成22年11月12日変更 平成23年 7月 6日登記

- (1) 当社普通株式 378,4株とする。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成22年11月30日変更 平成23年 7月 6日登記

- (1) 当社普通株式 373,2株とする。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 8月19日変更 平成23年 8月29日登記

- (1) 当社普通株式 370,4株とする。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記

- (1) 当社普通株式 369,2株とする。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成24年 7月31日変更 平成24年 9月13日登記

- (1) 当社普通株式 36万9,200株とする。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式

の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成25年10月1日変更 平成25年10月10日登記

- (1) 当社普通株式 35万3600株とする。
(2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成26年6月9日変更 平成26年6月20日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

- (1) 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたりの払込金額は、金7万6560円とする。
(2) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (3) 新株予約権発行後、本項(6)号第①号または第③号に上げる事由が生ずる場合またはその可能性がある場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + 1} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (4) 払込価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切り上げる。払込価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の払込価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。
(5) 払込価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。
(6) 払込価額調整の算式により払込価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- ① 払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。

調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後払込価額は株式分割の割当日の翌日以降これを適用する。

③払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る仙額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の払込価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換または予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

(7) 上記(6)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日、その他必要な事項を通知し、その承諾を得て、払込価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に払込価額の調整を必要とするとき。

②前号のほか、当社の発行済株式数の変更または新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって払込価額の調整を必要とするとき。

(1) 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたりの払込金額は、金766円とする。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による「円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times$$

分割・併合の比率

(3) 新株予約権発行後、本項(6)号第①号または第②号に上掲る事由が生ずる場合またはその可能性がある場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(4) 払込価額調整の算式の計算については「円未満の端数は切り上げる。払込価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の払込価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

(5) 払込価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(6) 払込価額調整の算式により払込価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

①払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。

	<p>調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>②株式の分割により当社普通株式を発行する場合、調整後払込価額は株式分割の割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③払込価額調整の算式に使用する調整前払込価額を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合、調整後の払込価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全額が転換または予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(7) 上記(6)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日、その他必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、払込価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、資本の減少、株式の分割もしくは併合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合に払込価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②前号のほか、当社の発行済株式数の変更または新たな新株予約権発行など変更の可能性を生ずる事由の発生によって払込価額の調整を必要とするとき。</p> <p>平成25年10月1日変更 平成25年10月10日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成18年6月24日から平成26年6月23日まで。 但し、行使期間の最終日が当社の休業日にある場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</p> <p>①発行時に当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは今後新たに選任または採用される者であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>②発行時に当社の取引先であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社事業に関係する取引先であることを要す。</p> <p>③新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。</p> <p>⑤その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、新株予約権の割当を受けた者が前記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行行使する条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなかった場合にはその新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>平成26年6月24日行使期間満了 平成26年7月4日登記</p>
--	--

第5回新株予約権

新株予約権の数

7950個

7940個

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 5日登記

7870個

平成27年 9月30日変更 平成27年10月 9日登記

7860個

平成27年10月27日変更 平成27年12月 7日登記

7860個

平成27年11月27日変更 平成27年12月11日更正

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個あたりの発行価額は、金2000円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、「1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。))に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1734円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 1株あたり
株式数 × 払込金額

既発行
株式数 +

調整後 調整前
行使価額 = 行使価額 ×

1株あたりの時価

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、

	<p>会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成28年7月1日から平成32年5月28日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌1月から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（a）平成28年3月期の営業利益が60億円を超過した場合 行使可能割合：4.0%のみ</p> <p>（b）平成29年3月期の営業利益が80億円を超過した場合 行使可能割合：4.0%のみ</p> <p>（c）平成30年3月期の営業利益が100億円を超過した場合 行使可能割合：2.0%のみ</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
吸収合併	<p>平成27年4月1日東京都武蔵野市境四丁目2番21号株式会社アットランドを合併</p> <p>平成27年5月29日発行 平成27年6月5日登記</p> <p>平成27年4月14日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社

東京都品川区東品川四丁目12番8号
株式会社マーベラス

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	平成21年7月13日東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号から本店移転 平成21年 8月 7日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年 1月21日
東京法務局品川出張所
登記官

土 屋 明 人



整理番号 ナ886897

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

18/18

TRADEMARK